

「送り手形に関する文書を読む」解説

1 村に伝わった古文書

村々は幕府の直轄地である天領を治めた代官のほか、大名や旗本らによる支配の下に置かれていた。広大な領域を統治するにあたっては、各村に領主の意向に沿って村を統括する名主をはじめとした村役人が置かれるなど様々な組織の整備が行われた。

2 婚姻等に際して関係する文書

【送先村方】

宗門人別改帳 …キリシタン摘発のために行われた宗門改めと、村内の人数を調査した人別改めとが一つになって記されたもの。

村送証文 …人別送り状、村送手形などとも呼ばれる。「送り一札之事」などの表題が付される。

↓

【引受先村方】

受込証文 …村送証文を受け、新たな居住先の村から以前の居住元の村に対して、自分の村で確かに受け入れした（人別帳に記載）ことを証明するために発行した文書。落着一札。

宗門人別改帳 …居住元から新たな居住先へと移動した人物は、居住元の村の宗門人別改帳からは削除され、新たに移動先の村の宗門人別改帳へと書き入れられることになる。

3 テキスト

史料1 史料群の概要

長島（長嶋）家と長島（長嶋）家文書について

長島家は、戦国時代末期に尾張から幡羅郡江袋村（現熊谷市大字上江袋）に移住してきたと伝えられ、同村で名主を務める有力農民であった。当主は歴代「作左衛門」を名乗り、また幕末に至るまで名主役を世襲した。

長島家に今日まで伝えられた文書は総点数3040点を数え、天保年間（1831～1845）をピークにほぼ近世の文書によって占められている。長島家文書では検地帳こそ残存しないものの、同家の歴代が名主を務めていたことから村役人の任免、人別送りなどの村人の管理など村政に関係する文書をはじめとして、上記に挙げた様々な役職に関連して地頭所関係、用水・改革組合・鷹場など諸々の組合に関するものなど、多様な性格を帯びた文書が伝存している。

参考：収蔵文書目録24『長嶋家・松岡家文書目録』（埼玉県立文書館、1987）

史料1 概要と注釈

本資料は、慶応3年（1867）に比企郡毛塚村（現東松山市）の名主から上江袋村の名主（長島作左衛門）宛てに送られた、和助の婿養子に関する手形（証文）である。

【語釈】

- ・媒人…仲人。
- ・法度…掟、定め。ここでは、禁制（ある行いを禁ずること、またその法）の意味で用いられている。
- ・宗門…宗派、宗旨の意。
- ・類族…キリシタン本人およびその親族ならびにその子孫。
- ・宗門人別両帳…宗門帳と人別帳のこと。当初はそれぞれ別個のものであったが、キリシタン禁制の制度が整備されていくなかで、宗門人別改帳として一体化した。各家の檀那寺、家族構成、名前、年齢などが記載され、近代以降の戸籍台帳の役割を果たす。
- ・仍而如件…書面の文言末に置かれる慣用句。「従って以上の通りである」の意。「仍」のほかに「依」なども用いる。
- ・有馬安房守…毛塚村を知行していた旗本の一人。毛塚むらは有馬氏を含めた4氏による相給（複数の領主がいる村）。

史料2 史料群の概要

飯野家と飯野家文書について

飯野家において、殊に名が知られているのは明治27年（1894）から死去する昭和15年までの40年間に渡って県会議員を務めた飯野喜四郎であるが、その喜四郎の祖父磯右衛門、父吉之丞はともに上蓮田村（現蓮田市）の名主を務めている。飯野家に伝来した文書群のうち、県立文書館には16308点が収蔵される。それらのなかでは飯野喜四郎の交際に由来する書状が非常に多く、13538点と文書群の大半を占めている。時代の判明するものでも明治33年から昭和9年までにわたっており、喜四郎の活動と交際関係の広さを如実に物語っている。

史料2 概要と注釈

本資料は、資料5と同じく婿養子に関する送り手形である。異なるのは、資料5が実際に差し出された文書であるのに対し、こちらは手形の雛形（あるいは下書き）となっている点。当時の社会における文書作成にはある一定の書式があり、それに則って書くことが求められていたことが窺える。

【語釈】

- ・ 寺井…寺井宿。入間郡川越領に属した村。寺井松郷・寺井伊佐沼と合わせて寺井三ヶ村と呼ばれる。川越藩領。
- ・ 実正…確かであることの意。